

香川県報



号外

平成 15 年

4月30日(水曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

- 健康増進法施行細則 (健康福祉総務課) 一
- 訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (労働政策課) 七

規 則

健康増進法施行細則をここに公布する。

平成十五年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十七号

健康増進法施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号。以下「法」という。）の施行について、健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）及び健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（特定給食施設の届出）

第二条 法第二十条第一項の規定による届出は、特定給食施設設置届出書（第一号様式）により行わなければならない。

2 法第二十条第二項の規定による届出は、届出事項の変更に係るものにあつては特定給食施設届出事項変更届出書（第二号様式）により、事業の休止又は廃止に係るものにあつては特定給食施設事業休止（廃止）届出書（第三号様式）により行わなければならない。

3 法第二十条第二項の規定により事業の休止に係る届出をした者は、その事業を再開したときは、再開の日から一月以内に、特定給食施設事業再開届出書（第四号様式）により知事に届け出なければならない。

4 前三項に規定する届出は、その施設の所在地を所管する保健所長を経由して行わなければならない。

（特別用途表示の許可の申請書）

第三条 法第二十六条第二項の規定による申請書の提出は、その営業所の所在地を所管する保健所長を経由して行うものとし、その提出部数は、正本及び副本各一通とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

（栄養改善法施行細則の廃止）

2 栄養改善法施行細則（昭和二十八年香川県規則第二十六号）は、廃止する。

（香川県行政組織規則の一部改正）

3 香川県行政組織規則（昭和三十六年香川県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条健康福祉総務課の項第十五号中「栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）」を「健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）」に改める。

（香川県出先機関事務決裁規則の一部改正）

4 香川県出先機関事務決裁規則（昭和四十四年香川県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表三保健所栄養改善法関係事務の項を次のように改める。

健康増進法関係事務	健康増進法	健康増進法関係事務
1 専門的栄養指導等（県下全域を対象とするものを除く。）を行うこと。（法18条1項・2項）	2 特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言を行うこと。（法22条）	1 特別の栄養管理が必要な特定給食施設を指定すること。（法21条1項）

	<p>3 特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、若しくは適切な栄養管理を行うよう勧告し、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。(法23条1項・2項)</p> <p>4 特定給食施設の設置者若しくは管理者に報告をさせ、又は栄養指導員に特定給食施設の立入検査等をさせること。(法24条1項)</p> <p>5 当該職員に特別用途食品の製造施設等の立入検査をさせ、又は当該特別用途食品を取去させること。(法27条1項)</p>	

第1号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

特定給食施設設置届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

特定給食施設を設置したので、健康増進法第20条第1項の規定により届け出ます。

給食施設	所在地					
	名称					
設置者	住所又は主たる事務所の所在地					
	氏名又は名称及び代表者の氏名					
給食の開始年月日		年 月 日				
施設の種類						
1日の予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他 ()	計	
管理栄養士	人		栄養士	人		

備考 給食の開始の日から1月以内に届け出てください。

特定給食施設届出事項変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

特定給食施設の届出事項に変更を生じたので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

給 食 施 設	所 在 地	
	名 称	
設 置 者	住所又は主たる 事務所の所在地	
	氏名又は名称及 び代表者の氏名	
変 更 事 項		
変 更 前		
変 更 後		
変 更 年 月 日	年	月 日

備考 変更の日から1月以内に届け出てください。

第3号様式（第2条関係）

（日本工業規格A列4番）

特定給食施設事業休止（廃止）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

給食を休止（廃止）したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

給食施設	所在地	
	名称	
設置者	住所又は主たる事務所の所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
休止（廃止）年月日		年 月 日
休止（廃止）した理由		
休止の場合は、再開予定年月日		年 月 日

備考 休止又は廃止の日から1月以内に届け出てください。

特定給食施設事業再開届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

給食を再開したので、健康増進法施行細則第2条第3項の規定により届け出ます。

給 食 施 設	所 在 地	
	名 称	
設 置 者	住所又は主たる 事務所の所在地	
	氏名又は名称及 び代表者の氏名	
再 開 年 月 日	年 月 日	

備考 再開の日から1月以内に届け出てください。

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十八号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和四十一年香川県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「特定職種受講手当」を削る。

第三条第一項第八号中「別表第一」を「別表」に改める。

第五条第二項中「六百円」を「五百円」に改め、同条第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、同条第六項第一号中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第七項を第五項とし、第八項を第六項とし、同条第九項中「第六項」を「第四項」に、「かわらず」を「かわらず」に改め、同項を同条第七項とする。
別表第二を削り、別表第一を別表とする。

第一号様式（その二）中

基本手当	技能習得手当 (受講手当)	技能習得手当 (特定職種受講手当)	寄宿手当
------	------------------	----------------------	------

基本手当	技能習得手当 (受講手当)	寄宿手当
------	---------------	------

改める。

技能習得手当			
受講手当	特定職種受講手当	通所手当	
日数	日数	日数	日数
月額	月額	月額	月額
円	円	円	円

技能習得手当			
受講手当	通所手当		
日数	日数	日数	日数
月額	月額	月額	月額
円	円	円	円

第三号様式中

を

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十五年五月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に受けた職業訓練に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

平成十五年四月三十日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています